

「気仙沼しんきん商工会メンバーズローン」

(平成26年4月1日現在)

資金使途	・ 運転資金・又は設備資金 ただし、旧債務返済資金は除きます。
融資対象者	・ 本吉・唐桑商工会、南三陸町商工会の会員で会員証明書の発行を受けた先 ・ 事業実績2年以上の先
融資金額	・ 300万円以内
融資単位	・ 1万円単位です。
融資期間	・ 運転資金・設備資金いずれも5年以内です。
融資金利	・ 手形貸付・・・金庫所定 ・ 証書貸付・・・金庫所定（変動金利扱いで当金庫長期プライムレートに連動いたします。）
返済方法	・ 証書貸付および手形貸付 一括返済または分割返済（元利金均等分割返済）
連帯保証人	・ 原則として、法人の場合代表者の方、個人事業者の場合配偶者又は、事業承継者の方を連帯保証人といたします。
担保	・ 不要です。
保証料	・ 不要です。
手数料	・ 融資手数料として200円（消費税別）がかかります。
その他	必要書類 会員証明書・決算書および申告書3期分、所得証明書、資産証明書、納税証明書、その他当金庫が必要と認める書類

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉